



学部学生を対象とした経済支援の実施について

学生を対象とした経済支援については、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学を断念することのないよう国などにおいて制度創設の整備が進んでおり、日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学金が平成29年度から一部実施され、30年度から本格実施となります。本学では当奨学金制度の本格実施に併せ、経済的困窮世帯の学生に対する支援を拡げ、学業に専念できるよう独自の経済支援を策定し、平成30年度前期分から実施いたしますのでお知らせします。

今後引き続き、学生の経済支援、修学支援の充実に努めてまいります。

支援内容

下記学生を対象に授業料の全額免除を実施します（平成30年度より）

1. 日本学生支援機構（JASSO）給付型奨学生

（1）予約採用者

高等学校在学時等に給付型奨学金「採用候補者」となり、本学に進学した者
（家計支持者が住民税非課税、社会的養護を必要とする者）

（2）継続奨学生

給付奨学生であって、同機構の適格認定を受け、継続奨学生となった者

※上記の条件に該当する学生は授業料免除申請の方法が一部変わります。

下記 URL から授業料免除「日本学生支援機構給付型奨学金枠」を参照ください。

2. 上記1. の奨学生以外の住民税非課税世帯の学生、社会的養護を必要とする学生（学部学生対象）

給付型奨学金の資格要件を満たしながらも未推薦の学生や本学在校生にも支援を拡大して実施します。

※授業料免除申請は、一般枠での申請方法と同じになります。

下記 URL から授業料免除「一般枠」を参照ください。

☞ 詳細は本学ホームページをご覧ください。

URL: <http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>（2月上旬に免除申請の詳細を更新します）

☞ 日本学生支援機構給付型奨学金については、機構のホームページをご覧ください。

URL: <http://www.jasso.go.jp/index.html>

平成30年2月

東北大学教育・学生支援部
学生支援課経済支援係